破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１６５号
埼玉県上尾市向山２丁目38番地１、破産手続開始時の住所埼玉県上尾市春日１―33―１ベルフォーレ102号
破産者　吉井　邦彦
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６２２号
埼玉県鴻巣市屈巣2377番地
破産者　武井　仁子
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４７０号
函館市五稜郭町30番８―201号、開始決定時の住所札幌市中央区南11条西11丁目１番15―1103号
破産者　高橋　清江
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０６号
北海道苫小牧市字沼ノ端928番地の26
破産者　柳谷　朋亨
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成１９年（フ）第２９６号
宮城県加美郡加美町字西田一番15番地３
破産者　伊藤　祐造
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成１９年（フ）第２９８号
宮城県加美郡加美町字西町96番地１
破産者　伊藤　勇
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２０年（フ）第３２００号
名古屋市千種区池園町２丁目63番地の４コーポＦＵＪＩ１Ｆ
破産者　岡本　和夫
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５６５号
名古屋市緑区鹿山２丁目１番地の１　ロイヤル鹿山Ａ棟301号
破産者　岡田　眞弓
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５９７号
名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地　市営上飯田南荘７棟201号
破産者　戸田商運こと　戸田敬治郎
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３０６号
名古屋市南区白水町36番地の177
破産者　村山　勲
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第６１２７号
ＡｌｐｈａＧｒａｎｄｖｉｅｗ　A1208, 1716M. H. Ｄｅｌ, Ｐｉｌａｒ　Ｓｔ., Ｍａｌｅｔｅ, ＭａｎｉｌａＣｉｔｙ, Ｐｈｉｌｐｐｉｎｅｓ. 1004、開始決定時の住所大阪府枚方市香里園町12番38―304号
破産者　井本　恒治
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第４７４４号
大阪府三島郡島本町山崎４丁目20番６―212号、前住所大阪府三島郡島本町山崎４丁目20番６―807号
破産者　柳　雅也
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８０７８号
大阪府寝屋川市池田新町６番13号、開始決定時の住所大阪府寝屋川市池田１丁目15番36号
破産者　前平　昭一
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８３７６号
大阪府東大阪市日下町２丁目８番62号
破産者　柿原　悦子
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２０９４号
奈良県生駒市小瀬町891―20、開始決定時の住所奈良県生駒市あすか野南２丁目３番23号
破産者　鶴野　純二
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１１１６号
堺市東区日置荘西町４丁13番１号
破産者　井上　武彦
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第２８７号
兵庫県伊丹市南町２丁目６番３号松田文化201号、前住所兵庫県伊丹市西台２丁目４番７―304号
破産者　木川　克典
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部